

# NOBUKO 基金

～困難な状況を生きる子どもたちを支援する～

## 募集要項

### 1. 目的

「NOBUKO 基金」は、2019年2月18日に41歳の若さで逝去された河合伸子さんのご遺産を原資として、お父様からのご寄付により、伸子さんのご遺志に基づき、困難を抱える子どもや家庭に育つ子どもたちを支援することを目的に設立されました。

伸さんは、子どものころから「前向き」で、フロリダの大学に単身留学するなど大胆ともいえる「行動力」の持ち主でした。上智大学卒業後、金融ビジネスに関わる中、持ち前の行動力をもってシンガポールにて自ら起業しビジネスの成功を収められました。

「NOBUKO 基金」は、伸さんのご遺志に沿って、困難な状況を生きる子どもたちが困難を乗り越え、それぞれの可能性を最大限に伸ばせるように支援を行っているNPOを応援することを通じて、伸さんご自身がそうであったように「前向き」で「行動力」のある子どもたちが育っていくことを願い、伸さんの人生の軌跡と成果を未来の子どもたちへの贈り物とするものです。

### 2. 支援の内容

伸さんのご遺志に沿って、次の3分野で先駆的な活動を行っているNPOを公募し、公正・中立な審査委員会の審議を経て適切な団体を選定し、それに対して助成を行います。一定期間後（通常年1回）、成果の報告を受け、それを寄付者に報告するとともに、ホームページ等に公開し、ご遺志を生かした基金の成果を社会に示していきます。

#### (1) 支援対象分野

- ① シングルマザー支援を行うNPO等の活動
- ② 虐待を受けた子どもに対する支援を行うNPO等の活動
- ③ 能力がありながら何らかの事情で能力を伸ばせない子どもに対する支援を行うNPO等の活動

#### (2) 支援内容及び採択予定件数

公募・審査を経て、上記の分野ごとに2団体（3分野合計で6団体）を選定し、原則として3年間の継続助成とする。

—1 団体年間 250 万円まで（3年間で 750 万円）

※助成期間は原則3年間としますが、毎年、報告書及び次年度計画書をもとに継続助成の審査を行い、次年度継続の判定を行います。

※審査委員会の判断等により採択件数や助成金額は変動することがあります。

※特に資金の用途は定めません。

### 3. 支援対象

#### (1) 支援対象となる団体

シングルマザー支援団体、DV防止団体、虐待防止・虐待を受けた子どもの支援団体、困難を抱える子どもの学習支援団体、不登校・ひきこもりの子どもへの居場所や学習支援、障害者支援施設、保育所、学童保育、生活困窮者支援団体等の非営利団体（一般社団法人も可）

※非営利の法人とは：特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益法人、一般社団、医療法人、学校法人、協同組合などの非営利法人。

※任意団体は支援対象とはなりません。

※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社・合同会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は除きます。

#### (2) 支援対象となる事業・活動及び経費

##### ○支援対象事業の例：

子どもたちの学びや遊びの機会の減少への対応、子どものストレス・不安の増大への対応、親のストレス・不安の増大への対応、虐待やDVの増加への対応、親の減収による困窮家庭への食料の不足への対応、コロナ禍でのサービス提供の継続、オンラインでの各種学習支援プログラムの提供、家庭にとどまる子どもへのアウトリーチ活動などの各種の事業・活動

##### (例)

- シングルマザー及び子どもへの相談・支援・就労支援
- 子ども食堂やフードバンク等を通じた宅食や生活用品等の物資配付
- 虐待再発防止プログラムの提供
- DV 被害者等のシェルターの拡充
- 学童・保育の継続ないし拡充、施設維持
- オンラインプログラムを提供するための整備と実施（学習支援、オンライン相談、見守り等）
- 子ども食堂やフードバンク等を通じた宅食や生活用品等の物資配付
- 支援を必要とする人々への対面ケア、アウトリーチ、居場所の確保
- 新型コロナウイルス感染症予防対策 など

##### ○助成金の使途：

申請する事業活動に伴う事業費、人件費、機器購入費、通信費、事業遂行にあたってかかるその他の経費で特に定めません。

##### ○支援対象事業・活動の期間

助成決定時からおおむね1年間（年度途中の場合は、当該年度の終了時まで）

※事業・活動は既に開始されていても結構ですが、助成金を使える対象経費は助成決定時以降のものに限ります。

## 4. 応募要件

次の要件を全て満たす団体が応募できます。

- シングルマザー支援団体、DV 防止団体、虐待防止・虐待を受けた子どもの支援団体、困難を抱える子どもの学習支援団体、不登校・ひきこもりの子どもへの居場所や学習支援、障害者支援施設、保育所、学童保育、生活困窮者支援団体等の非営利団体（一般社団法人も可）である
- 国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社・合同会社ではない
- 団体の所在地が日本国内であり、日本国内を活動の拠点としている
- 1年以上の通常事業実績がある
  - ―創業・事業活動開始が2020（令和2年）年3月以前である
- 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう）に該当しないし、関わっていない
- ネットワークビジネス、マルチ商法、宗教、保険、同業者による勧誘などを目的としていない
- 特定の政治団体・宗教団体に該当しない
- 過去3年の間に、団体の役員が禁固以上の判決を受けていない
- 助成対象となった場合、団体名や活動内容を公表されることを了承する
- 助成開始後に、今後の活動への抱負、寄付者に対する謝意などを文章・写真・動画で提出する
- 助成開始後に、インタビューや写真・動画の提供をお願いした際に、これに協力する
- 後日、助成金の活用状況や活動の状況について報告を提出する
- 後日、寄付者や事務局による現地視察を受け入れる（年1回程度）
  - ※ただし、団体の活動の事情により現地視察になじまない場合にはこの限りではありません。

## 5. 審査方法

### (1) 審査方法

- ・第三者の専門家による公平・中立な審査委員会を設置し、書面による審査を行います。
- ※必要に応じて事務局による電話、メール等によるヒアリングをさせていただく場合があります。

### (2) 審査結果の通知・公表

- ・審査の結果（採択・不採択）の通知は、メールにて通知します。
- ・また、採択された団体名は、パブリックリソース財団等のWEBサイトで公表します。
- ・なお、採否の理由などに関するお問い合わせには一切応じかねます。

## 6. 審査基準

- 団体の信頼性（応募要件をクリアしていること等）
  - ―適切な組織運営がなされているか
- これまでの事業・活動の実績

- 助成目的に合致（内容の適格性、独自性等）
  - 受益者のニーズを的確に捉え、そのニーズに応える事業内容であるか
  - 受益者に確実に支援が届く事業内容になっているか
- 計画の妥当性・実現可能性（助成金の使途の適格性等）
- 重要性（事態の深刻度・事業実施による効果の度合い）と緊急性（緊急に取り組む必要性）
- 社会や地域への貢献の度合い
- 新型コロナウイルス感染症予防のための対策が盛り込まれているか（特に対面支援を伴う場合）

## 7. 応募手続き

### ●応募期間

2021年3月23日（火）～4月23日（金）17:00まで

※お問い合わせは、4月23日（金）12:00まで受け付けます。

### ●応募について

#### ➢ 特設ウェブサイトからの応募

特設ウェブサイト内の応募ページよりご応募ください。

URL：<https://www.info.public.or.jp/nobuko-fund/>

### ●応募方法

- 特設ウェブサイト内の応募ページ（上記）の応募申請フォームから申請内容を登録してください。
- 郵送やメールでの応募は受付対象外となります。必ず応募ページ（上記）からご応募ください。

### ●提出書類

支援対象の確認および審査情報として以下の情報を提出してください。

（注）「写し」とは、PDFもしくはJPEG画像ファイルです。

#### ○ PDFもしくは画像データの作り方：

- ① コンビニなどのコピー機でも制作・保存できます（USBメモリーご自身でご用意していただく必要があります）。
- ② スマホのスキャンアプリ、または写真アプリを使って作成したものでも問題ありません。  
但し、いずれの場合も鮮明なものに限ります。

#### Ⅰ 代表者の本人の顔写真入りの公的身分証明書の写し（PDFまたは画像データ）

公的身分証明書とは、以下の書類となります。

- （1）運転免許証（必ず両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）
- （2）個人番号カード（オモテ面のみ）
- （3）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- （4）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）  
（必ず両面）

※顔写真入りの公的身分証明書がない場合には、住民票、健康保険証など写真のない公的書類や身分証明書 2 点の写しても可

※パスポートの場合は、写真付きの面の写しに加えて、住民票、健康保険証など写真のない公的書類や身分証明書 1 点の写しても可

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものに限ります。

## 2 決算関係書類

(1) 直前の事業年度(原則 2019 年度)の 決算書の写し(PDF または画像データ)

(2) 直前の事業年度(原則 2019 年度)の 事業報告書の写し(PDF または画像データ)

## 3 定款等の写し(PDF または画像データ)

※法人形態や任意団体の場合で、定款がない場合は、運営規定等の定款に相当する書類を掲載してください。

## 4 事業収支内訳テンプレート

特設ウェブサイトからダウンロードし、必要項目を記載してください。

### ●応募に関する問い合わせ先

応募に関してのお問い合わせは、特設ウェブサイト内の問い合わせフォームからお問い合わせください。

※個人情報の取り扱いについては、パブリックリソース財団の個人情報保護方針をご覧ください。

<http://www.public.or.jp/PRF/privacy/>

※お問合せは、4 月 23 日(金) 12:00 まで受け付けます。

## 8. スケジュール

3 月 23 日(火)~4 月 23 日(金) 公募

5 月 6 日(木)~6 月 9 日(水) 審査

6 月 14 日(月) 以降 審査結果通知開始

6 月 21 日(月) 以降 助成金振り込み開始

※上記スケジュールに変更が生じる場合があります。

※助成対象事業・活動の終了後 1 か月以内に報告書を提出いただきます。

## 9. 手続き等

● 助成決定後、応募者とパブリックリソース財団は「覚書」を取り交わし、所定の手続きを経て、助成をします。

● 助成金は、上記の助成手続き完了後に振り込みます。

● 助成対象となった場合、団体名や活動内容をパブリックリソース財団の Web サイト等にて公開します。

- 助成開始後に、今後の活動への抱負、寄付者に対する謝意などを文章・写真・動画で提出していただきます。
- 助成開始後、当基金事務局より、インタビューや写真・動画の提供をお願いすることがありますので、ご協力ください。
- 後日、寄付者や事務局による現地視察を受け入れる（年 1 回程度）をお願いすることがありますので、ご協力ください。ただし、団体の活動の事情により現地視察になじまない場合にはこの限りではありません。
- 助成対象事業・活動の終了後 1 か月以内に助成金の活用状況や活動の状況について報告書を提出いただきます。

以上